

# 災害時要配慮者支援指針

平成26年2月

山形県

## はじめに

平成23年3月の東日本大震災においては、避難に支援を必要とする人たちへの情報伝達体制の整備不足等により、高齢者や障がい者など、これまで「災害時要援護者」とも言われ防災上何らかの配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）の犠牲者が多かったことや、その支援者も多く命が失われたこと、また避難生活においても、物資不足や避難所のバリアフリー化など要配慮者への対応に関する問題が多く発生し、避難所や福祉避難所が十分な機能を果たさなかったことなど、災害時における要配慮者支援に関する様々な課題が指摘された。

これらの課題を踏まえ、国においては、市町村における避難行動要支援者名簿作成の義務化やその名簿の利用・提供などの法制上の課題等について、災害対策基本法を改正するとともに、法改正内容を反映させて、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面改定し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定したほか、避難所における生活環境の整備に当たり具体的に取り組むべき事項を示した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定を行うなど、要配慮者支援対策への取組を一層強化しているところである。

こうした国の動きに合わせ、このたび県は、改正災害対策基本法（H25.6）や国で新たに示した取組指針（H25.8）の内容を反映し、平成17年に策定した「災害時要援護者支援指針」の全面改定を行った。

災害の発生は予測が困難であり、また、その態様・規模などもさまざまである。また、地域によって自然環境、社会・経済環境、住民活動の状況などが異なり、地域特性に応じた要配慮者支援対策が必要となるが、この指針では、要配慮者の避難行動及び避難生活への支援に関し、市町村や要配慮者関連施設など関係者・関係機関が「平常時」及び「発災時」において取り組むべき事項、留意すべき事項について記載した。

現に災害が発生した場合には、市町村、要配慮者関連施設など関係者・関係機関が連携して要配慮者に対する支援を実施する必要があるが、平常時から保健・医療・福祉関係機関及び防災関係機関などとの連携のもとに、それぞれの地域（施設）の実情に応じた具体的な要配慮者を支援するための計画を整備しておくことが重要である。

この指針が今後の要配慮者支援対策推進の一助になれば幸いである。

# 【 目 次 】

はじめに

## 第1章 基本的な考え方

第1節 指針の目的	1
第2節 指針の位置付け	1
第3節 自助・共助・公助	1

## 第2章 要配慮者とは

第1節 本指針における要配慮者	2
第2節 要配慮者の特性に応じ配慮すべき事項	2
第3節 指針における要配慮者関連施設	5

## 第3章 避難行動における避難行動要支援者支援

### 平常時の備え

第1節 全体計画・地域防災計画の策定	7
〔別表〕全体計画・地域防災計画において定める事項	8
第2節 避難行動要支援者名簿の作成等	9
【市町村の関係部局で把握する要配慮者関係情報（例）】	9
【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】	10
【参考様式】避難行動要支援者名簿（例1）	15
【参考様式】同意を得るための様式例（例2）	16
第3節 個別計画の策定	17
【参考様式】個別計画の様式例（例3）	19
第4節 情報伝達体制の整備	20
【避難勧告等一覧】	20
【情報伝達手段（例）】	21
第5節 避難行動支援に係る共助力の向上	21

### 発災時の対応

第1節 避難のための情報伝達	23
【情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段（例）】	24
第2節 避難行動要支援者の避難支援	25
【避難支援における避難行動要支援者への配慮事項（例）】	25
第3節 避難行動要支援者の安否確認の実施	27
第4節 避難場所以降の避難行動要支援者への対応	28

## 第4章 避難生活における要配慮者支援

### 平常時の備え

第1節 避難所の組織体制と応援体制の整備	・ ・ ・ ・ 30
第2節 要配慮者に配慮した避難所の整備	・ ・ ・ ・ 31
第3節 避難所運営の手引（マニュアル）の作成	・ ・ ・ ・ 35

### 発災時の対応

第1節 避難所の開設	・ ・ ・ ・ 36
第2節 避難所における要配慮者への対応	・ ・ ・ ・ 37
【要配慮者の対象者別の配慮事項（例）】	・ ・ ・ ・ 41
第3節 応援体制の整備	・ ・ ・ ・ 42
【要配慮者に対応した期待されるボランティアの種類・活動（例）】	・ ・ ・ ・ 43
第4節 在宅避難者への配慮	・ ・ ・ ・ 43

## 第5章 社会福祉施設等における要配慮者対策

### 平常時の備え

第1節 施設における防災組織体制の整備	・ ・ ・ ・ 44
【防災組織班編成・業務分担（例）】	・ ・ ・ ・ 44
【災害時の応急対策チェックリスト（例）】	・ ・ ・ ・ 45
第2節 関係機関、地域住民及び民間ボランティア団体等との 連絡・応援体制の確立	・ ・ ・ ・ 47
第3節 避難計画の検討	・ ・ ・ ・ 47
第4節 防災教育、防災訓練の実施	・ ・ ・ ・ 48
第5節 利用者の保護者等との事前の取り決め	・ ・ ・ ・ 48
第6節 施設、設備等の安全性強化	・ ・ ・ ・ 48
第7節 食料品等の備蓄	・ ・ ・ ・ 48

### 発災時の対応

第1節 施設被災時の安全確認・救助・避難	・ ・ ・ ・ 49
第2節 被害状況の報告・連絡	・ ・ ・ ・ 49
第3節 施設の継続使用が不能となった場合の措置	・ ・ ・ ・ 49
参考 災害対策基本法(抜粋)	・ ・ ・ ・ 51
災害対策基本法施行令(抜粋)	・ ・ ・ ・ 54
災害対策基本法施行規則(抜粋)	・ ・ ・ ・ 54

## 第1章 基本的な考え方

### 第1節 指針の目的

本指針は、災害発生時における要配慮者（改定前指針における「災害時要援護者」に同じ（※）。）への支援が適切かつ円滑に実施されるよう、要配慮者に対する支援のあり方について県の基本的な考え方をとりまとめたものであり、市町村や要配慮者関連施設などの関係者・関係機関における要配慮者支援対策の推進に資することを目的としている。

※ 「災害時要援護者」の用語は広く定着しているが、法律上の定義付けがなされておらず、同じ概念として改正災害対策基本法（平成25年6月21日公布）や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（いずれも平成25年8月）において「要配慮者」の用語が使用されているため、本指針では「要配慮者」の用語を使用する。なお、市町村等で「災害時要援護者」の用語を引き続き使用することを妨げるものではない。

### 第2節 指針の位置付け

本指針では、要配慮者の避難行動及び避難生活に関し、市町村や要配慮者関連施設などの関係者・関係機関が平常時及び災害発生時において取り組むべき事項、留意すべき事項を示した。なお、東日本大震災の教訓を踏まえた改正災害対策基本法の内容や国の関係指針等を反映した内容としている。

### 第3節 自助・共助・公助

災害発生時に最も重要なのは、自らの身を自ら守る「自助」であるが、要配慮者については、その身体的特性等から「自助」が困難なケースが多くなることが想定される。この指針の取りまとめに当たっては、「自助」が困難なケースを「共助」「公助」でいかにカバーするか、また、そのための体制を平常時からいかに構築していくかという視点を基本としている。

## 第2章 要配慮者とは

### 第1節 本指針における要配慮者

改正災害対策基本法では、「要配慮者」を「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義し、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならない」こととしている（第8条の15）。

本指針において、「要配慮者」とは防災上何らかの配慮を要する者とし、高齢者〔ひとり暮らし高齢者等（独居世帯、高齢者のみ世帯、日中高齢者のみ世帯）、ねたきり高齢者、認知症高齢者〕、身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人々が考えられる。

- 自分の身の危険を察知できない、もしくは困難な人。
- 身の危険を察知できても救助者に伝えられない、もしくは困難な人。
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人。
- 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない、もしくは困難な人。
- 災害時（避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要な人。

### 第2節 要配慮者の特性に応じ配慮すべき事項

#### 1 高齢者

高齢者のひとり暮らしの場合、近所付き合いが少なくなる傾向が見られ、緊急情報の伝達が遅れる可能性が高い。また高齢者はさまざまな疾患を抱えていることが多いため、その対応を考える必要がある。地域内における相互援助活動の機運の醸成を図るとともに、特に寝たきりの高齢者を有する世帯に対しては、近隣の住民と日常的に交流を図ることが災害時対策として重要であることを周知する必要がある。

#### 2 視覚障がい者

視覚障がい者は、災害発生時に視覚による周囲の状況把握が難しいため、音声等による情報提供や状況説明を的確に行う必要がある。

また、災害発生時は道路の陥没や障害物など普段と状況が異なるため、避難する場合は避難支援者が必要となる。

#### 3 聴覚・言語障がい者

緊急時の住民への情報提供は、サイレンや広報車など音声による伝達が多いため、電子メール、FAX等により、聴覚障がい者に確実に情報を伝達することが必要である。

また、災害発生時に、こうした手段を利用できない状況も想定した情報伝達手段につ

いても検討しておく必要がある。

なお、聴覚・言語障がい者は、会話により自分の意思を他人に伝えることが困難であるため、手話、筆談等により意思を確認する必要がある。

#### 4 盲ろう者（視聴覚重複障がい者）

視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者は、障がい者となった時期や程度により、意思疎通の手段が、触手話・指文字・指点字・手書き（手のひら書き）文字・筆記通訳・音声通訳など多様である（※）。

このため、普段の意思疎通の手段を把握した上で、通訳者・介助者等による情報伝達から避難誘導までの一連の支援が必要である。情報伝達、避難誘導、避難所支援を行う際は、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人や通訳・介助をしている人による対応が望まれる。

- ※ 触手話：聴覚障がい者が使っている手話を基本とし、両手を使って手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読する。
- ※ 指文字：相手の手のひらの中に、指文字を綴って会話する方法。
- ※ 指点字：両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を差し出し、これを点字タイプライターのキーに見立てて点字記号を打つ方法。
- ※ 手書き（手のひら書き）文字：相手の手のひらに指で直接文字を書く方法。
- ※ 筆記通訳：弱視ろうの人に有効な方法。紙に大きな文字で書いて筆談の形で行う。
- ※ 音声通訳：盲難聴の人で、耳元で話せば分かる人の場合、耳元で、その人がもっとも聞きやすい大きさの声で、相手の発言をそのまま繰り返して伝える。

#### 5 肢体不自由者

車椅子等の使用者は避難行動に通常より多くの時間を要することを考慮する必要がある。自力で避難することが困難な肢体不自由者については、避難支援者の確保等の避難協力体制を整備しておく必要がある。

また、スムーズな避難行動ができるように、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進していく必要がある。

#### 6 内部障がい者

内部障がい者には心臓機能障がい者（ペースメーカー装着者等）、腎臓機能障がい者（人工透析通院者）、呼吸器障がい者（人工呼吸器装着者等）、ぼうこう・直腸機能障がい者（人工肛門造設者等）などが挙げられるが、災害時に医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、医療機関と連携した対応が必要である。

内部障がい者は、外見からは障がいの有無を判別できない場合が多いこと、また、身体の状態によっては水分、たんぱく質、塩分、油分等の食事制限を行う必要があることにも留意する必要がある。

また、震災時のショックや急激な環境変化による心身の疲労・ストレスにより、感染症を引き起こしたり合併症を悪化させたりすることも想定されるので、注意が必要である。

## 7 難病患者

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、車イス、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者の確保が必要となる。

また、人工呼吸器などの医療機器や医薬品が必要となる場合には、医療機関や医療機器取扱店等と日頃から連絡調整を図るとともに、医療機器や医薬品、医療機器を使用するための電源等の確保や民間車両等を活用した病院への移送システムを検討する必要がある。

## 8 知的障がい者

知的障がい者は、知能や適応に発達の遅れがあり、物事の理解や状況の判断（環境変化の把握）が不得手である。

また、災害発生時にてんかん発作やパニック症状を起こすことも想定されるため、安心するよう言葉をかけながら避難所等へ誘導する必要がある。

## 9 精神障がい者

精神障がいがある人の中には、災害時の環境の変化に適応できず、感情が高ぶりイライラして落ち着かなかつたり、状況に応じた行動が出来ない人がいることに注意する必要がある。

また、避難所における心理的な孤立や、慣れない避難所生活による精神状態の悪化にも注意が必要である。さらに服薬の継続が必要な場合が多いので、医療機関による支援も必要になる。

## 10 発達障がい者

発達障がい者には協調運動の障がい、情緒の障がいなどがみられるため、コミュニケーションが困難な場合もあり、長期間の避難所生活に適応できない可能性がある。そのため、家族など本人の状態をよく理解している人に関わり方などを確認したうえで対応することが必要になる。

また、避難所では、間仕切りのあるスペースや個室などの確保により、室内で安心して過ごすことができる工夫が望ましく、併せて、話を聞いてくれる人を配置するなどの支援が必要になる。

## 11 傷病者

災害時の負傷等により、歩行機能等に障がいが生じている場合は、肢体不自由者と同様の配慮が必要である。

疾病に罹っている場合は、災害時の精神的・肉体的ショックなどで症状が悪化する場合がありますため、留意する必要があります。

## 12 妊産婦

妊産婦は、素早い行動が困難な場合が多いため、避難誘導等の支援が必要である。また災害による肉体的・精神的ショックなどにより母体に異常をきたすことがあるため、留意する必要があります。

避難所では、安静に休息が出来るスペースや授乳ができるスペースに配慮する必要があります。

## 13 乳幼児・児童

乳幼児・児童は、運動機能等が未発達であり、災害時の対応も未熟であるため、避難を行う際には保護者等による適切な誘導が必要である。

また、被災により保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合は、乳児院、児童養護施設などへの緊急一時保護、緊急入所などの対応が必要である。

## 14 外国人

外国人は、日本語を理解できない場合が多いので、緊急の情報が伝わりにくく、災害時の対応が遅れる可能性が高い。また、旅行者として来日した外国人は、日本の災害の特徴や地理などを十分理解していないことが想定される。したがって多言語や「やさしい日本語」(※)による情報提供、身振り・手振りや絵図などを用いた情報伝達を行う必要がある。

※ 「やさしい日本語」：一般的に使われている日本語よりも簡単で、外国人にとってわかりやすいように配慮された日本語。(例)「至急」→「急いで」、「避難する」→「逃げる」、「人が集中している」→「人がたくさん集まっている」

### 第3節 指針における要配慮者関連施設（以下「施設」という。）

#### 1 社会福祉施設等

##### (1) 保護施設

救護施設、宿所提供施設

##### (2) 老人福祉施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定通所介護事業所(老人デイサービスセンター)、老人短期入所施設、老人福祉センター

##### (3) 障害者支援施設

##### (4) 障害福祉サービス事業所

療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移

行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所

(5) 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(6) 介護老人保健施設

(7) その他

生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)、老人休養ホーム、有料老人ホーム、身体障がい者保養所、福祉休養ホーム、在宅心身障がい児保護訓練センター、指定認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい者小規模作業所

2 病院・診療所

3 特別支援学校

4 小学校

5 幼稚園

6 その他

放課後児童健全育成事業の用に供する施設(放課後児童クラブ)、へき地保育所、認可外保育施設

## 第3章 避難行動における避難行動要支援者支援

### 平常時の備え

#### 第1節 全体計画・地域防災計画の策定

##### 1 全体計画・地域防災計画

従来の国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）においては、各市町村における「災害時要援護者」の避難支援についての全体的な考え方等を全体計画として定めることとしていた。

改正災害対策基本法において、「避難行動要支援者（※）」の名簿作成等（名簿作成、関係者への名簿情報提供等）が規定されたところであるが、これを制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める必要がある。

その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。（全体計画・地域防災計画において定める事項は、次項 **別表**を参照のこと。）

**※避難行動要支援者**：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。  
避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として各市町村の地域防災計画において定める。

**別表** 全体計画・地域防災計画において定める事項

地域防災計画において定める必須事項	○ 避難支援等関係者となる者 参考:改正災害対策基本法 § 49 の 11② 本指針 P8 第3章【平常時の備え】第1節 2「全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項」
	○ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 参考:改正災害対策基本法 § 49 の 10① 本指針 P10 第3章【平常時の備え】第2節 2「避難行動要支援者名簿の作成」
	○ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 参考:改正災害対策基本法 § 49 の 10① 本指針 P9 第3章【平常時の備え】第2節 1「要配慮者の把握」
	○ 名簿の更新に関する事項 参考:改正災害対策基本法 § 49 の 10① 本指針 P12 第3章【平常時の備え】第2節 3「避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有」
	○ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 参考:改正災害対策基本法 § 49 の 12 本指針 P10 第3章【平常時の備え】第2節 2「避難行動要支援者名簿の作成」及び P13 第3章【平常時の備え】第2節 4「避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」
	○ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 参考:改正災害対策基本法 § 56 本指針 P23 第3章【発災時の対応】第1節 「避難のための情報伝達」
	○ 避難支援等関係者の安全確保 参考:改正災害対策基本法 § 50② 本指針 P25 第3章【発災時の対応】第2節 「避難行動要支援者の避難支援」
	○ 名簿作成に関する関係部署の役割分担
	○ 避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)
	○ 支援体制の確保(避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ)
○ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打ち合わせを行うに当たって、調整等を行う者(以下、「コーディネーター」という。)	
○ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制	
○ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結	
○ 避難行動要支援者の避難場所	
○ 避難場所までの避難路の整備	
○ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制	
○ 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 等	

※ もとより、改正災対法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

**2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項**

全体計画・地域防災計画の策定に当たって以下の点に留意する。

- ・ 地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促す。
- ・ 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難

支援等関係者（※）になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。その際、必ずしも改正災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定める。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

**※避難支援等関係者：町内会・自治会、消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。  
避難支援等関係者となるものは、各市町村の地域防災計画において定める。**

## 第2節 避難行動要支援者名簿の作成等

改正災害対策基本法により、市町村は、災害時に安否確認、避難支援及び生活支援を的確に行うため、県が有する情報も含めて平常時から避難行動要支援者の所在情報等を把握し、それらの情報を自治会などの避難支援等関係者等が災害時に活用できるよう、避難行動要支援者名簿として整理しておくことが義務化された（法施行日は平成26年4月1日）。

避難行動要支援者名簿の作成等に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

### 1 要配慮者の把握

#### (1) 市町村内部での情報の集約

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める（法49条の10 第1項※）。

その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

**※ 法**：災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）。以下同じ。

#### 【市町村の関係部局で把握する要配慮者関係情報（例）】

担当部門	台帳等（情報）	対象者
住民登録担当	住民基本台帳	高齢者・乳幼児・外国人
福祉担当	要介護認定台帳等 身体障害者手帳交付台帳等 療育手帳交付台帳等 精神障害者保健福祉手帳交付台帳等 難病福祉手当受給者名簿等	要介護高齢者等 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病患者
保健担当	母子健康手帳交付台帳等	妊産婦

## (2) 県等からの情報の取得

改正災害対策基本法では、例えば難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができることとされており（法49条の10第4項）、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

### 【県の機関において把握されている要配慮者関係情報の例】

- ・ 難病患者…保健所における特定疾患医療給付受給者台帳、小児慢性特定疾患医療給付受給者台帳

## 2 避難行動要支援者名簿の作成

### (1) 避難行動要支援者の範囲

- 高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について要件を設定する。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される（通知IV5(2)①ア※）。

また、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障がい支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

#### <例>

- ・ 避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることとする仕組み
- ・ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組み

#### 【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

（内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より）

- 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものかについては、同居家

族の有無なども要件の一つになり得るものである。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではない。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

**※通知：「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付 府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号）以下同じ。**

## （2） 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する（法49条の10第2項）。**様式(例1)**参照。

## （3） 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

## （4） 市町村における情報の適正管理（情報セキュリティ対策）

市町村において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、市町村においては避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、平成22年に改定された総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性(※)に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の作成・遵守を徹底することが求められる（通知IV5(4)②）。

○情報の管理・更新方法に関する留意点としては、以下のようなことが考えられる。

**【避難行動要支援者情報の管理】**

- ・電算システムで管理する場合にあっては、電算処理を行うパソコンは、操作する担当者を決定し、パスワード等によるセキュリティをかける。
- ・避難行動要支援者情報を防災関係部局等に提供する際、電子データではなく、複写禁止用の用紙を使用するなど紙媒体で提供し、避難行動要支援者名簿の外部流出を防ぐ。
- ・避難行動要支援者名簿の管理については、管理責任者を定め名簿を施錠可能な金庫等に保管する。
- ・個人情報の保護と適正な取り扱いに関する責任について決定する。（例として、情報の編集・加工や情報提供については、福祉関係部局の責任とし、提供された情報の保管・利用については、提供先の部局の責任とすることが考えられる。）

**【避難行動要支援者情報の更新】**

- ・避難行動要支援者情報のデータ更新や避難行動要支援者名簿作成の期間を設定する。
- ・避難行動要支援者名簿の更新時期に、新規の避難行動要支援者名簿を提供し、古い避難行動要支援者名簿は焼却するなど再利用できないよう徹底する。

※「機密性」…情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

**(5) 避難行動要支援者名簿と災害時要援護者名簿の関係**

改正災害対策基本法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が改正災害対策基本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を法49条の10に基づくものとして地域防災計画に位置付ければ、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない（通知IV5（6））。

**3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有**

**(1) 避難行動要支援者名簿の更新**

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

**<仕組みの例>**

- ・新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認

を行う。

- ・ 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として法49条の10 第2 項に示している「住所」については、各人の生活の本拠（民法第22 条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることを留意する。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

## (2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

## 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められる（法49 条の11第2項）。

- 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけることが求められる。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障がい者団体等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。**様式(例2)**参照。

- 同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や

法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない（通知IV5（3）②ウ）。

- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が災害対策基本条例等で別に定めている場合は、平常時から提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、当該市町村の実情に応じ、必要な対応の検討を要する。

なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」など、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当する（通知IV5（3）②エ）。

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる（法49条の12）。

#### ＜市町村が講ずる措置例＞

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ・ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。



同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている <input type="checkbox"/> 手帳所持 <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】	要介護状態区分： 障害名：( ) 等級：	
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

平成△△年□月◇◇日 氏名 \_\_\_\_\_

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

参考資料：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（内閣府 H25.8）

### 第3節 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。

個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとられたい。

#### 1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市町村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、そうした関係者と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていく。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せを行うよう、避難支援等関係者に協力を求める。

#### 2 具体的な支援方法に関する調整

市町村やコーディネーターとなる民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市町村や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、必要に応じ下記の情報等を記録する。**様式(例3)**参照。

##### <個別計画の主な内容例>

- ・ 緊急時の避難行動要支援者への情報伝達ルート
- ・ 発災時に避難支援を行う者（主となる支援者を選定し、支援者の不在時や被災に備えて代替者や補助者を定める等のバックアップ体制をとるなど配慮。）
- ・ 避難支援を行うに当たっての留意点（要支援者の健康状況、必要な配慮等）
- ・ 避難支援方法
  - 人的協力体制、避難先（医療機関や福祉避難所などの搬送先を含む）、避難支援手段（車両、移動用具等）等
- ・ 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ・ 避難支援マップ（避難行動要支援者の所在や避難所、避難ルートを記載したマップ）
- ・ 普段利用している医療・介護サービス事業者、かかりつけ医 等

※別添の様式例は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」からの引用であるが、様式は任意のものでよく、現在各市町村で使用している個別計画で各市町村において必要とする情報が記載されているのであればそれを活用して構わない。

### 3 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、要支援者本人や家族の意見を聞きながら、地域の実情を踏まえつつ、市町村又は市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者がその調整を行うことが適切である。

その際、避難支援等の実効性を高める観点から、次の点に留意する必要がある。

- ・ 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たる。
- ・ 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行う。

### 4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市町村は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明する。

個別計画の様式例（例3）

避難時に配慮 しなくてはな らない事項	(あてはまるものすべてに) <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他
---------------------------	---

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名 (団体名)	
	住所	
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名 (団体名)	
	住所	
【特記事項】 (普段いる部屋、 寝室の位置) (不在の時の目印、 避難済みの目印) など	連絡先	電話番号 1 :                      電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
	連絡先	電話番号 1 :                      電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難行動要支援者情報

避難支援者情報 ①	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
避難支援者情報 ②	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
避難支援者情報 ③	連絡先	電話番号 1 :                      電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
	連絡先	電話番号 1 :                      電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難場所等情報※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
--------------------------------	--

平成△△年□月□◇◇日  
 上記避難支援関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、  
 ○○市に報告することを了承します。

氏名

避難行動要支援者情報

#### 第4節 情報伝達体制の整備

要配慮者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディを負っているため、迅速かつ正確な情報伝達が極めて重要である。そのため、市町村は、あらかじめ要配慮者に対する情報伝達体制を整備するとともに、具体的かつ実効性のある情報伝達手法を整備する。

##### 1 関係部局・機関等との連携強化

市町村は、自主防災組織や消防団等、地域防災団体に対する要配慮者に関する情報伝達責任者を明確にする。

また、市町村は、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用するなど、要配慮者に対する情報伝達網の整備を図る。

地域防災団体は、取得した情報を要配慮者及び避難支援者に対し確実に伝達する体制を整備する。

##### 2 避難勧告等の発令の判断基準の明確化

市町村は、自然災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、あらかじめ避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準を地域防災計画に定める。判断基準は、対象とする自然災害ごと、具体的な地域ごとに、それぞれどのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるのか、個別具体的に定める。

また、市町村は、要配慮者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「要配慮者避難情報」と位置付け、安全な避難行動が行われるよう配慮する。

#### 【避難勧告等一覧】

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者避難情報)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所での避難行動を開始 (避難支援者は支援行動を開始)</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の者は確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・まだ避難していない対象者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

### 3 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法の選択、機器の整備

市町村、福祉関係者等は、要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法を選択し、必要となる機器の導入等を推進する。

#### 【情報伝達手段（例）】

対象者	手 段（例）
視覚障がい者	広報車、防災行政無線（特に同報系が有効）、コミュニティFM、受信メールを読み上げる携帯電話、点字、携帯ラジオ
聴覚障がい者	ファクシミリ、インターネット（Eメール、携帯メール等）、テレビ放送、いわゆる「見えるラジオ」、文字や絵図、点滅灯、掲示板
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話、広報車、防災行政無線等による音声情報、掲示板等による文字情報
外国人	「やさしい日本語」と外国語による表示・放送、図・イラスト

## 第5節 避難行動支援に係る共助力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むことが適切である。

また、被災市町村のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶなど連携体制を整備しておくことも適切である。

### 1 「避難行動支援者連絡会議（仮称）」の設置

#### (1) 構成

市町村においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、「避難行動支援者連絡会議（仮称）」の構成に当たっては、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織で構成することが適切である。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていくことが適切である。

#### (2) 検討事項

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておくことが適切である。

### 2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

#### (1) 要配慮者への研修等

高齢者、障がい者等の要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促していくことが適切である。

#### <例>

- ・ 避難行動要支援者名簿への積極的な登録

- ・ 障がい者団体や福祉関係者等との関係づくり
- ・ 家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・ 地域の防災訓練等への参加
- ・ 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める 等

## (2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成することが適切である。

### <例>

- ・ 自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方などの保健や福祉に関する研修
- ・ 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- ・ 個人情報漏えいを防止するための研修

## 3 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市町村や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。

### <地域づくり例>

- ・ 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・ 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

## 4 民間団体等との連携

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、名簿掲載者の生命又は身体を保護するため、必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、第三者に名簿を提供することが可能である。

このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図ることが適切である。

## 5 防災訓練

- 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。

- 避難行動要支援者名簿を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充することが適切である。

また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声、多言語訳等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高めることが適切である。

- 市町村は、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・関係者の参加を得ながら実施することが適切である。

#### <訓練例>

- ・ 避難準備情報等の発令や伝達
- ・ 避難場所への避難行動支援
- ・ 避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- ・ 発災直後の安否確認
- ・ 避難場所から避難所等への運送 等

## 発災時の対応

### 第1節 避難のための情報伝達

#### 1 避難準備情報等の発令・伝達

- 市町村は、自然災害発生時において、その状況に応じ避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、あらかじめ定めている避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準に基づいて適時適切に発令すること。
- 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

と

- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

## 2 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴う津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もあり、多様な情報伝達的手段を用いることは避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村は多様な情報伝達的手段を確保する。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

### 【情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段（例）】

対象者	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段（例）
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。</li> <li>○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。</li> <li>○行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。</li> <li>○携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。</li> <li>○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。</li> <li>○行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。</li> <li>○携帯ラジオ、点字、音声出入力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。</li> <li>○手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。</li> <li>○掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。</li> </ul>
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニケーション方法は、視覚及び聴覚の障がいの程度や生育歴、他の障がいとの重複の仕方等によって違ってくるので確認が必要。</li> <li>○音声発語が可能な場合は、手のひら書きで伝わる場合もある。</li> <li>○発語が不明瞭な場合は、触手話や手のひら書きでも伝わることが多いが、伝わらない場合は両手を軽く握って身振りなどで伝える。</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。</li> <li>○精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。</li> </ul>
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し情報を伝える。</li> <li>○精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。</li> <li>○特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、絵、図、文字等）で情報を伝えることも有効である。</li> </ul>

精神障がい者	○精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。
高次脳機能障がい者	○情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	○日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語による情報提供や絵やピクトグラム（絵文字・絵言葉）が有効である。

## 第2節 避難行動要支援者の避難支援

### 1 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。

しかし、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること（法50条第2項）。

#### 【避難支援における避難行動要支援者の態様にあわせた配慮事項（例）】

対象者	配慮事項
寝たきり高齢者	○車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 ○日頃から使っている薬があるかどうかを確認し、あれば携帯させることが望ましい。
視覚障がい者	○白杖などを確保する。 ○手引き・誘導により避難する。 ○日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障がい者 言語障がい者	○筆記用具等を用意しておき、手話や筆談によって状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
盲ろう者	○避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝える。また、支援者とは、あらかじめ緊急時のサイン又はルール（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサイン）を決めておくことが有効。 ○支援者の肘の上を盲ろう者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩くようにし、後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむ等はしない。
肢体不自由者 傷病者	○自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障がい者 難病患者	○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具などを確保することが望ましい。
知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者	○災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ○動揺している場合は、気持ちを落ち着かせることが大切である。

児童	○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導する。
乳幼児	○保護者に災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、保護者が複数の乳幼児を抱えている場合には必要に応じて避難支援を行う。
妊産婦	○妊娠の時期や個人により身体の状態が大きく異なるため、本人に身体状態を確認する必要がある。 ○妊娠後期では腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きが取りにくく、息が上がりやすくなるため介助を行うことが望ましい。
外国人	○日本の地理や慣習、災害に関する知識不足から、適切な行動が取れないことが考えられる。 ○言葉が通じないことが多いことから、言語のみでなく絵や身振りを交えた情報発信が求められる場合がある。

## 2 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。例えば、発災時から一定時間を活動時間として設定しておき、それを経過した場合には直ちに退避するなどのルール作りが考えられる。一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、それでも助けられない可能性もあることを理解してもらう。

避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではない。また、避難支援中に避難行動要支援者に与えた損害についての責任は原則として問われない。

避難支援中に避難支援等関係者が事故にあった場合に備え、ボランティア保険に加入するなどの対応を検討する(一般的なボランティア保険では災害時の適用がない場合が多いので注意する)。

## 3 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、法第49条の13における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない(通知IV5 (5) ①)。

#### 4 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

##### (1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる（法49条の11第3項）。

そのため、市町村は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する（通知IV5（3）③イ）。

##### (2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、市町村はそれらの者にも名簿情報を提供することができる（通知IV5（3）③ア）。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

##### (3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、第3章第2節4に記載した「市町村が講ずる措置例」の他、名簿情報の廃棄・返却等も含め、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める（法49条の12）。

#### 第3節 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用するものとする。
- 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障がいにより発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やラ

イフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。

そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をする。

- 市町村が安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる（法49条の12）。そのため、適切に安否確認がなされると考え得る福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

- 避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障がい者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。

また、福祉事業者や障がい者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行うことも有効な方策の一つである。

#### 第4節 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため市町村は、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

##### 1 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画又は全体計画に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

##### 2 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送

事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び全体計画に規定することが適切である。発災後は、避難行動要支援者の運送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を運送することが適切である。

## 第4章 避難生活における要配慮者支援

### 平常時の備え

#### 第1節 避難所の組織体制と応援体制の整備

##### 1 組織体制、人的体制

##### (1) 市町村における準備体制

平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して「避難所運営準備会議（仮称）」を開催し、要介護高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等への支援を十分に考慮して、災害時の対応や役割分担を決めておく必要がある。

##### (2) 災害時の避難所運営要員確保の準備

東日本大震災においては、「避難所や福祉避難所があらかじめ指定していた数では足りず、要配慮者に配慮した十分な専門的支援ができなかった」、「要配慮者の多様な生活課題を相談できる相談窓口を設置するための人員をはじめとして、避難所を運営するための人員が確保できず、要配慮者に配慮した対応をすることができなかった」などの反省点が浮き彫りになった。

しかし、発災後に人材確保の対応を始めるのでは、迅速な応援の実施を確実に見込むことが難しい。

よって、市町村においては、平常時より、以下に掲げる取組みを行って避難所運営のための人材確保に努めることが望まれる。

##### ① 市町村職員の確保

災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備しておく。

##### ② 関係機関の専門的人材との連携

要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、高齢者・障がい者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を確保し、災害時において人的支援を得られるようにする。

##### ③ 地域住民の参画

大規模災害においては、行政だけで避難所運営に当たることは難しく、地域住民が避難所運営に当たることとなる。よって、その旨を日ごろから周知するとともに、その避難所運営において要配慮者に次のような一定の支援が図られるよう、平常時から自主防災組織、地区代表者等との間で連携体制を構築しておく。

- ・避難所内での要配慮者用スペースの確保

- ・必要な育児・介護・医療用品の調達
- ・在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携

#### ④ 他自治体との連携

大規模災害においては、自治体全域が被災し、域内全体において人材が不足することが考えられるため、他の自治体と職員派遣の相互応援協定を締結するなど協力体制を構築しておく必要がある。

#### ⑤ ボランティアの受け入れ

ボランティアについては、防災ボランティア養成講座の開催や訓練を実施するなどし、ボランティア養成に取り組むとともに、災害時における避難所へのボランティアの受け入れ方針について検討しておく。

### (3) 研修の実施

様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者（市町村職員だけではなく、地域住民も含む）を対象とした研修を実施する。

## 第2節 要配慮者に配慮した避難所の整備

市町村は、災害発生時に要配慮者を含む多くの被災者が避難生活を送ることになる指定避難所について、法令に定める基準に沿った整備や災害時に応急的に必要となる物資等の備蓄等を行っておく必要がある。

また、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所として、福祉避難所を確保することも必要である。

### 1 指定避難所の指定・整備等

#### (1) 指定避難所の指定

##### ① 指定避難所として適切な施設

避難所として指定する施設については、法第49条の7に規定する政令で定める基準に沿って指定するが、要配慮者の生活面を考慮すると、避難所として指定する施設はバリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましい。

##### ② 施設管理者との事前取り決め

避難所をあらかじめ指定しようとする際には、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、福祉避難室（応急的な措置として、一般の避難所内に要配慮者に配慮したスペースを設けたもの）の設置、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

## (2) 指定避難所となる施設の整備について

### ① 指定避難所のバリアフリー化

平常時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましい。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討する。

### ② 学校施設の整備

避難所となる学校施設の整備については、公立学校施設整備事業等の支援が講じられており、文部科学省の「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設に関する検討会」において「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成23年7月7日）が取りまとめられているので、これを参考にする。

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（抄）  
（平成23年7月）

#### 第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

##### (1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について

###### ○バリアフリー化

- ・災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要である。なお、バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効である。

## 2 福祉避難所の指定・整備等

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。

災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

福祉避難所においては、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者がその状態に応じて安心して生活ができるよう、福祉避難所を以下の記述に従って整備しておくことが適切である。

### (1) 福祉避難所の指定・協定締結と連携

#### ① 指定の要件

法第49条の7に規定する政令では、福祉避難所として利用する場合を想定した基準を定めている（災害対策基本法施行令 第5章の2第20条の6第5項）。

福祉避難所の要件は、その基準に沿って、福祉避難所の対象となる者の数や現況などを踏まえて市町村が定めるものであるが、例えば以下の要件が考えられる。

i) 施設自体の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。〔地震、火災〕
- ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。〔土砂災害〕
- ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。〔水害〕
- ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

ii) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
- ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。

iii) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

このような要件を満たす施設としては指定避難所（小・中学校、公民館等）、老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、障がい者支援施設等の施設（公共・民間）、保健センター、特別支援学校、宿泊施設（公共、民間）などが考えられる。このうち、生活相談職員等の確保という観点からは老人福祉センター、障がい福祉施設及び特別支援学校等の施設を活用することが適切である。

ただし、特別養護老人ホーム等の入所居住型施設については、災害時において福祉避難所として利用した場合に、本来の入所者の処遇に甚大な支障が生じないかどうか確認すること。

また、小中学校を福祉避難所として利用する際には、器具や人材を確保する必要から立ち上げが遅くなることにも留意する。

② 事業者との事前の協定

発災時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、あらかじめ当該施設等を有する事業者と利用条件や料金等について協定を結ぶことが望ましい。

③ 各補助金の活用による福祉避難所への整備

平成12年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備することが適切である。さらに、今後、南海トラフ巨大地震を念頭に置いて、在宅障がい者向けの避難スペースの整備が社会福祉施設等施設費補助金の対象とされたので、その活用も検討する。

(2) 福祉避難所の量的確保

① 必要数の算定

障がい等の特性に配慮し、福祉避難所が必要数確保されることが適切である。必

要数の算定に当たっては、要配慮者とその家族を収容することまで想定することが望ましい。

**② 県との連携**

県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、県と適切に連携する。

**③ 指定福祉避難所以外の施設の確保**

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、老人福祉センター、障がい福祉施設及び特別支援学校等の施設における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応する。

**④ 要配慮者の希望に応じた避難のための他自治体との連携**

被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましい。

**⑤ 分散指定**

福祉避難所の指定については、要配慮者及びその家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮したうえ、分散指定（例えば小学校区に1箇所程度）を行うことが望ましい。

**3 指定避難所等の周知**

**(1) 指定避難所の周知**

① 避難所を指定した際の広報媒体として、要配慮者に配慮した点字版、音声版、拡大文字版や多言語版などを作成することが望ましい。

② 避難所として指定した施設については、避難所である旨を要配慮者にも分かりやすく当該施設に表示しておく。

**(2) 福祉避難所の周知**

① 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、分かりやすいパンフレット等の作成や、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図るなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知する。その際、要配慮者が自分に合った避難所を選択できる状況となるように努めることが望ましい。

② また、同時に福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のため

に確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨についてあらかじめ周知徹底しておく。

#### 4 避難所における備蓄等

##### (1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討する。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合には、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成する。

その際、疾病上の食事制限者や食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。

##### (2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておく。

また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましい。

##### ① 要配慮者対応に必要な物資例

市町村は、施設管理者と連携し、避難所において次に例示する物資や器材の備蓄を図ることが望ましい。特に福祉避難所として指定された施設においては、各要配慮者の特性に応じた福祉用具を備えておく。

- ・高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄
- ・毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、感染症予防のためマスクや手指消毒液
- ・様式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
- ・車椅子、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

##### ② 電源の確保

避難所に人工呼吸器などの医療機器を利用する要配慮者を受け入れるには、電源の確保が必要であるため、自家発電装置、非常用発電機が避難所には設置されていることが望ましい。

#### 第3節 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

市町村は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、要配慮者に対する必要な支援を含め、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法を明確にしておく必要がある。

## 発災時の対応

### 第1節 避難所の開設

#### 1 避難所運営等の基本方針

- (1) 避難所を運営するに当たっては、
  - ・発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期
  - ・次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期といったフェーズに分類し、このフェーズごとに、その設置から解消に至るまで、避難所の設置やそのレイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営等に係るソフト面についても、人員や物資に限られる中、最優先すべき事項や、フェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応していく。
- (2) 市町村の災害対策本部の下に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましい。
- (3) 避難所のスペース、支援物資等に限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障がい者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましい。
- (4) 避難所を運営するに当たっては、避難所で生活する避難者だけでなくその地域で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とすることが適切である。
- (5) 超大規模かつ超広域的な災害時は、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、避難所への入所について、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもなど災害発生時に配慮を要する者をまずは優先的に入所させたり、また住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者は在宅で留まるように誘導したりすることも検討しておく。

#### 2 避難所運営責任者の役割等

市町村は、避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し避難所の運営を行い、その運営責任者は、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援に当たり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避

難所における避難者の名簿を整備する。

- (2) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとる。
- (3) 分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等を避難所に滞在する避難者へ周知することが適切である。
- (4) (1) の名簿に基づき、常に被災者の実態や需要を把握すること。救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、市町村に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市町村と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましい。
- (5) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、「要配慮者支援連絡会議（仮称）」を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有することが適切である。関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を派遣し、外部からの人材を活用することが適切である。
- (6) 避難所において物資を配布する際、生理用品や下着等の女性用品は、女性が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど、配布方法を工夫する。

## 第2節 避難所における要配慮者への対応

### 1 福祉避難所の設置

- (1) 災害が発生し、必要と認められる場合には、市町村は直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させる。
- (2) 福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受け入れないようにする。ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えない。
- (3) 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得る。

## 2 福祉避難所の管理・運営

- (1) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者(ホームヘルパー等)の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (2) 福祉避難所に相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- (3) 要配慮者の支援に当たっては、福祉避難所担当市町村職員や関係機関、ボランティア等の多数の者による実施が想定されるため、誰がどのような支援を行っているのか支援者同士で共有できるよう、支援者名・所属・連絡先・支援内容等についてまとめた名簿を作成するなど工夫する。

## 3 要配慮者の特性に配慮した避難所の環境整備

- (1) 指定避難所については、事前に避難所となることが決まっていることから、必要な場合に要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておく。  
また、福祉避難室の設置に当たっては、一般の避難所環境と比べて劣悪な環境としないことに留意するとともに、被災者の状況をアセスメントした上で、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択で個室へ入室できるようにすることが適切である。ただし、感染症患者の場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず入室を要する場合もあるため、被災者の理解に努める。
- (2) 障がい者用トイレを障がい者以外の被災者が使用することで混雑し、本来、障がい者用トイレの使用を必要とする障がい者が利用できないということがないようにするとともに、要配慮者のトイレの使用を支援する要員も確保するよう努めること。なお、要員については、避難所の運営にあたり、被災者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努める。
- (3) 物理的障壁の除去(バリアフリー化)がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (4) 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備することが適切である。
- (5) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、

照明の増設など環境改善を行う。警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。

- (6) 避難所におけるプライバシーや、安全・安心な空間を確保するため、避難所開設当初から、授乳室、男女別のトイレ・更衣室・物干し場等を設置する。

#### 4 避難所における要配慮者への情報提供

- (1) 市町村の避難所運営支援班と連携し、各避難所へ医療チームやケアチームなどの専門的支援者が派遣等された際、避難所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行う。
- (2) 障がい者への情報提供に当たり、障がい者(支援)団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行う。特に視覚障がい者をサポートする人の配置等の配慮が必要である。
- (3) 障がい者等には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、例えば、次の方法によるなど伝達の方法を工夫する。
- ・聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
  - ・視覚障がい者に対しては点字、音声等
  - ・盲ろう者に対しては触手話、指文字、指点字、手書き文字等
  - ・知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者に対しては分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等
- (4) 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者は、自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障がい者団体のコミュニティ等を通じて、障がい者同士がそういった情報を得られる環境・場の設定や体制作りを検討する。
- (5) 外国人については、日本語を解せない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語や外国人にとってわかりやすいように配慮された「やさしい日本語」による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮することが望ましい。

#### 5 避難所における要配慮者相談窓口の設置

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅避難者の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障がい者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが望ましい。

- (2) また、相談窓口を通じて把握した要配慮者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、市町村を通して、県等に専門的支援者の派遣等について要請する。
- (3) 外国人について、前項4の(5)の情報提供の他、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮することが望ましい。

## 6 避難所における食料や食事に関する配慮

### (1) 提供する食料の質の確保

食料の提供に当たり、管理栄養士の活用等により避難の長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者等）に対する配慮等、質の確保についても配慮する。

### (2) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。

### (3) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

### (4) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

### (5) 水分摂取への配慮

これまでの大規模地震災害時の避難所において、トイレに行く回数を減らす等の理由で水分摂取を控えたため、脱水症状を起こし脳梗塞を発症する等のケースが多かったことから、避難者が十分に、こまめに水分をとるよう配慮する。

## 7 避難所における福祉サービス等との連携（社会福祉施設等への入所等を含む）

- (1) 常時の介護や支援が必要となった者について、速やかに特別養護老人ホーム等への入所手続きを行うとともに、医療の手当てが必要と思われる者については、医師による診察を開始し、診察の結果、専門的治療が必要な場合は、医師を介して病院等への入院手続きをとる。また、このような状況を想定し、あらかじめ関

係機関と連絡調整しておく。

- (2) 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用することで、早期退所が図られるように努める。

【要配慮者の対象者別の配慮事項（例）】

対象者	配慮事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。</li> <li>○ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。</li> <li>○ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。</li> <li>○ 音声で複数回繰り返すなど情報伝達方法に配慮する。</li> <li>○ 盲ろう通訳・介助員を派遣する。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。</li> <li>○ 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。</li> <li>○ 簡易型電光掲示板やホワイトボード等による情報伝達を行う。</li> <li>○ 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。</li> </ul>
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいが重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。</li> <li>○ 対象者に合わせた情報伝達（触手話・指文字・指点字・手書き等）に配慮する。</li> <li>○ 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者等を派遣する。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いすが通れる通路を確保する。</li> <li>○ トイレのスペース確保に配慮する。</li> </ul>
内部障がい者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。特に人工呼吸器の電源確保や人工透析患者の定期的な透析に留意する。</li> <li>○ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。</li> <li>○ 人工肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱し、精神的に不安定になる場合があるので、間仕切りをしたり、個室を確保したりするなどにより、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</li> <li>○ コミュニケーションボードを使うなど絵、図、文字などを組み合わせて情報を伝える。</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立することがないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。</li> <li>○ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い、精神的</li> </ul>

	<p>な安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神状態がおもわしくない者に対しては、精神科医師へ診察を依頼し、必要に応じて医師から向精神薬を処方してもらう。</li> </ul>
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変化に対する不安や抵抗、こだわりが強く避難所生活になじめないこともあるので、プライバシーを保てるスペースを確保するよう配慮する。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児のためのベビーベッド、授乳の場を用意する。</li> <li>○ 退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定を図られるよう配慮する。</li> <li>○ 乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安静に休息ができるスペースや搾乳、授乳できるスペースを設ける。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて、通訳ボランティア等を派遣する。</li> </ul>

### 第3節 応援体制の整備

#### 1 応援要請

- (1) 被災市町村の職員のみでは支援要員が不足する場合に、速やかに県に対し、避難所を運営する職員その他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請する。
- (2) 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましい。

#### 2 ボランティアとの連携

- (1) 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割はきわめて大きいことから、ボランティアと積極的に連携する。
- (2) ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図る。
- (3) ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供する。

【要配慮者に対応した期待されるボランティアの種類・活動（例）】

対象・分野	期待されるボランティアの種類・活動
高齢者・身体障がい者	ホームヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員 等
視覚障がい者	ガイドヘルプ、点訳 等
聴覚障がい者	手話通訳、要約筆記 等
盲ろう者	盲ろう通訳・介助員、手話通訳 等
乳幼児	保育士、幼稚園教員 等
メンタルヘルス	精神保健福祉ボランティア、心理カウンセラー 等
外国人	通訳ボランティア、翻訳ボランティア 等
その他	要配慮者の安否確認、歩行訓練士、義肢装具士、福祉機器の専門家 等

第4節 在宅避難者への配慮

- 災害対策基本法第90条の3に基づき作成する「被災者台帳」の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。
- 在宅での避難生活を余儀なくされた避難者に対して、自治会や行政職員等の巡回相談などにより見守り機能を充実させ、特に、支援が必要となる要配慮者等に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者用の食材等の支援物資、医療、保健、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。
- 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

## 第5章 社会福祉施設等における要配慮者対策

### 平常時の備え

施設の管理者は、県条例等で定めるところにより、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、次により施設における災害予防対策を推進する。

県及び市町村は、施設における災害予防対策を推進させるため、啓発活動等を実施する。

#### 第1節 施設における防災組織体制の整備

##### 1 防災組織の設置

施設の管理者は、防火管理者の下に、平常時より施設の職員により構成する防災組織を設置するとともに、施設の規模や利用者、職員数等を考慮し、施設の実態に即した組織体系として、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を編成し、防災業務を担当させる。

#### 【防災組織班編成・業務分担（例）】

班名	業務例（平常時）	業務例（災害時）	責任者名	班員
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連絡網整備</li> <li>災害時の情報収集体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と伝達</li> <li>消防機関等との連絡調整</li> <li>他の社会福祉施設との支援調整</li> <li>職員への連絡、調整</li> <li>利用者家族への連絡</li> </ul>		
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火器等の点検</li> <li>施設備品の防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火気等の遮断の確認</li> <li>消火器等による消火活動</li> </ul>		
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護運搬用具の点検・配備</li> <li>医薬品等の点検、準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者の救護及び応急処置</li> <li>医療機関への連絡</li> </ul>		
安全指導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所や経路等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者への状況説明</li> <li>利用者の避難誘導</li> <li>避難経路の障害物の除去</li> <li>非常口の開放</li> </ul>		
応急物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄品の選定、確認、点検</li> <li>非常時用持ち出しセットの確認等</li> <li>備蓄品リストの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、飲料水等の確保及び搬出</li> <li>備蓄品の補給に向けた関係事業者との連絡</li> </ul>		

##### 2 職員動員体制の確立

施設の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制や、早朝・夜間・休日における職員参集基準（職員の役職、居住場所、交通手段などを考慮すること）などの初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、利用者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制も整備する。

### 3 チェックリストの整備

災害時においては、施設内外の混乱から平静を失ってしまうために、救助・避難対策に誤りが発生しやすくなると考えられる。そこで、そうした誤りによって起こりうる二次災害を防ぐためにも、重要な応急対応策について列挙したチェックリストを災害の類型別に整備する。

#### 【地震時の応急対策チェックリスト（例）】

<p><b>【災害予測】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 施設の立地環境を確認し、起こりうる災害を予測した。</p>
<p><b>【応急対応】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 二次災害を防ぐために火元の点検を行いガス元栓を閉鎖する等の措置を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> エレベーターの使用中止を指示した。</p>
<p><b>【安否確認】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 利用者名簿等に基づき施設外の利用者の安否を確認した。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の安否及び負傷の程度を施設長へ報告した。</p>
<p><b>【消火活動】(火災発生時)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 電気器具やライター等の使用中止を指示した。</p> <p><input type="checkbox"/> 防火戸や防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> (施設内だけで対応困難な場合) 消防署へ連絡した。</p>
<p><b>【救護活動】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 建物損壊等に備えて非常用出口を確保した。</p> <p><input type="checkbox"/> 負傷者の有無確認、応急手当の実施、安全な場所への誘導を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 負傷者を近隣病院等へ移送した。</p>
<p><b>【情報の収集等】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報を収集した。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や職員家族の安否を確認した。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビやラジオ、インターネット等により、災害についての情報収集を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 伝言ダイヤル等により利用者の保護者等との連絡を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村担当課やライフライン運業者等の関係機関に被害情報を報告した。</p>
<p><b>【避難誘導】(避難が必要な場合)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 利用者への避難誘導連絡を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 担架・車いす・スリッパ・ヘルメット・ロープ・プラカード・ゼッケン等の必要品を準備した。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者名簿やカルテ、常備薬等が入った非常持ち出し袋を準備した。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難経路や避難場所等の状況を確認した。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難後、点呼等を行い利用者の安全を確認した。</p>
<p><b>【施設が使用不能となった場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 入居者等を家族等へ引継ぎ依頼した。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の施設等と連絡をとり、利用者の受け入れを依頼した。</p>

【風水害時のチェックリスト（例）】

[警報等が発表された場合]
<p><b>【指示体制の周知と情報伝達】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集</li> <li><input type="checkbox"/> 市町村担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備</li> <li><input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者及び職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示）</li> <li><input type="checkbox"/> 初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備）</li> </ul>
<p><b>【役割分担別の準備・確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の補完・設置状況のチェック</li> <li><input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検</li> <li><input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品店頭、タンクの水、油漏れがないかの点検</li> <li><input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握</li> <li><input type="checkbox"/> 備蓄食料、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認</li> </ul>
<p><b>【安全対策の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）</li> <li><input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備</li> <li><input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備</li> <li><input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引継ぎの要否判断</li> </ul>
[災害発生時の対応]
<p><b>【避難手段と経路選択】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断</li> <li><input type="checkbox"/> 施設入所者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断</li> <li><input type="checkbox"/> 市町村長等からの避難準備指示や避難指示への対応</li> </ul>
<p><b>【避難誘導】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択</li> <li><input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意</li> </ul>
<p><b>【避難不要な場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施</li> <li><input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送</li> </ul>
<p><b>【安全点検の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施設の設備の点検と清掃の実施</li> </ul>
<p><b>【施設が使用不能となった場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 入所者を家族等へ引継ぎ依頼</li> <li><input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼</li> </ul>
<p><b>【必要な連絡の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市町村など防災関係機関に状況を連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 必要な支援について要請</li> </ul>
<p><b>【その他(各施設における対策)】</b></p>

## 第2節 関係機関、地域住民及び民間ボランティア団体等との連絡・応援体制の確立

### 1 緊急時連絡体制の確立

施設の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県に情報提供しておく。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係を構築する。

なお、これらの関係機関や応援主体との情報伝達が災害時において円滑に進むよう、それらの連絡先をまとめた「緊急連絡先一覧表」を作成する。

※表記載対象機関一例：市町村担当課、消防署、警察署、近隣病院、町内会（自主防災組織）、ライフライン業者、民生・児童委員、ボランティア団体、他社会福祉施設

### 2 施設相互間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、災害発生時における緊急入所及び施設の被災に伴う転所等に即応する体制を整備するため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

施設の管理者は、他の施設との災害発生時における相互応援協定の締結などにより相互応援協力体制を整えるとともに、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

### 3 支援受け入れ体制の整備

地域住民やボランティアは施設の構造や施設内の要配慮者の扱いに不慣れなため、支援活動が円滑に進まないことが考えられる。そのため施設の管理者は、施設の案内図や利用者への配慮事項をまとめた支援マニュアルを整備する。

## 第3節 避難計画の検討

### 1 地域情報の把握

施設の管理者は、近隣における避難場所等の指定状況、避難場所等のバリアフリー化の状況、施設周辺の災害危険箇所の状況等について把握し、地図情報として整理すること。また、必要に応じて避難場所管理者と受け入れ体制や必要なサポート等について調整を図る。

また、情報の整理にあたっては、近隣の避難場所までの災害時の避難経路（複数用意しておくことが望ましい）や、避難にかかる所要時間についても確認しておく。

なお、送迎時の被災も想定し、送迎経路にある避難場所及び他の社会福祉施設の位置も確認する。

## 2 移送手段の確保

利用者の移動手段としては自動車や車椅子、ストレッチャー、徒歩等による方法が考えられる。このうち、特に自動車については、福祉施設利用者の避難行動に不可欠であるということが東日本大震災において確認されている。そのため施設の管理者は、入所者の状態などから避難行動のために必要な車両の台数を割り出し、その確保策を検討しておく。

### 第4節 防災教育、防災訓練の実施

施設の管理者は、職員及び利用者に対し、日頃からパンフレットの配布等により防災意識の啓発に努めるとともに、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を定期的の実施する。なお、地域の自主防災組織、消防機関等の協力・参加を得たり、より対応が困難となる夜間や送迎中等に災害が発生することを想定した訓練も行うことが望ましい。

### 第5節 利用者の保護者等との事前の取り決め

#### 1 連絡体制の取り決め

施設の管理者は、利用者が施設外にいるときの安否確認方法について、あらかじめ利用者またはその家族と話し合い、合意形成を行う。その際、災害時には交通や通信が途絶してしまうことも考えられるので、災害用伝言ダイヤルサービス（171）や携帯電話の「災害用伝言板」の利用も併せて検討する。

#### 2 引渡し基準の設定

被災状況等によっては、施設に長くとどまれないなどの状況が発生すると考えられるため、施設の管理者は、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておき、同意を得ておく。

### 第6節 施設、設備等の安全性強化

施設の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前に建設された施設について耐震診断を実施し、必要に応じ計画的に補修・改修を行うものとする。

また、それ以外の施設においても、日頃から備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、施設・設備等の安全性の強化に努める。

### 第7節 食料品等の備蓄

施設の管理者は、災害に備えて、2～3日分の食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、定期的に点検を行う。また、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

なお、備蓄庫破損のリスクに備えて、物資備蓄場所は複数に分散させておくことが

望ましい。

## 発災時の対応

施設の管理者は、災害が発生した場合に、自ら施設の被害を最小限に食い止め、利用者の安全確保に努めるとともに、福祉避難所となった場合は、要配慮者の受入場所として役割を果たし、次により施設における災害応急対策を実施する。

### 第1節 施設被災時の安全確認・救助・避難

#### 1 防災組織の編成

施設が被災した場合、施設の管理者は直ちに職員参集計画・役割分担計画に基づいて防災組織を編成し、利用者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、利用者の不安解消に努める。なお、被災状況や日時によっては事前に決めておいた体制を確保できないことが考えられるため、施設長等は臨機応変に各班に職員を割り当てる。

#### 2 応急救助活動の実施

利用者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

#### 3 避難誘導

施設の管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難地等）を選択し、避難誘導を行う。なお、寝たきりの方等が入所している場合は避難行動に相当の時間がかかることが想定されるため、早い段階で避難の判断を行うこと。

夜間又は休日等で、在施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

なお、施設外への避難を行う際は、職員は利用者の名簿や、ケース記録、カルテ、処方箋、常備薬などの利用者の生命に係る物を非常持ち出し品として携行する。

避難誘導を行う際は、円滑な避難行動のために、避難方法ごとに利用者をグループ分けし、色分けなどして避難誘導者が認識できるようにしておくことと効率的である。

### 第2節 被害状況の報告・連絡

施設の管理者は、利用者及び施設の被災状況を市町村及び県、ライフライン関係事業者等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に利用者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

### 第3節 施設の継続使用が不能となった場合の措置

入所型施設の管理者は、施設の継続使用が不能となった場合、市町村又は県の協力も得つつ、他の施設への緊急入所要請を行う。また、必要に応じて、保護者による引

取り等の手続きを講じる。なお、保護者が勝手に利用者を連れて帰ることのないよう、引渡しにあたっては職員の立会いのもとで、引取り者の氏名や連絡先などの情報を記録しておく。

また、市町村及び県は、被災施設の施設管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

## 【参考】

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）が、平成25年6月21日に公布されたことに鑑み、本指針に係る箇所を以下のとおり抜粋した。

### 災害対策基本法（一部抜粋）

#### （基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

1～4（略）

5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

（以下、略）

#### （国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

#### （施策における防災上の配慮等）

第八条（略）

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十三（略）

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

（以下、略）

#### （指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

**(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)**

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

**(避難行動要支援者名簿の作成)**

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

**(名簿情報の利用及び提供)**

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる

関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

#### （名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 （略）

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

#### （市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害対策基本法施行令 (第五章の二 災害予防より一部抜粋)

(指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

災害対策基本法施行規則 (一部抜粋)

(令第二十条の六の内閣府令で定める基準)

第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

「災害時要配慮者支援指針」

発行 山形県  
編集 山形県環境エネルギー部  
危機管理・くらし安心局 危機管理課  
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
T E L 023-630-2231  
F A X 023-633-4711